新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や 産業の振興など、一定の成果を上げたところである。

本市においては、川根地区が過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により、いわゆる「一部過疎」として同法の適用を受け、これまで産業の振興や教育の振興等各分野において諸施策を講じてきたが、少子化、高齢化が進み、依然として過疎化に歯止めがかからない状況にある。

過疎地域は我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市 に対して食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全と癒やしの場を提供するとともに、森 林の維持保全により、地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公共的機能は国民共有の財産であり、それは 過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、 過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過 疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

よって、国においては、過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる 地域として健全に維持されるよう、次の事項を実現するよう求める。

- 1 現行法の失効後も、継続して過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定すること。
- 2 新たな過疎対策法においても、過疎地域の自立促進に必要な現行の過疎対策事業債の 制度を維持すること。
- 3 新たな過疎対策法においても、現行法第33条第2項の規定による、いわゆる「一部過疎」 の制度を引き続き設けること。
- 4 新たな過疎対策法においても、現行法第33条第2項の規定による、いわゆる「一部過疎」 の指定を受けている地域を引き続き指定すること。
- 5 新たな過疎対策法においても、過疎対策事業の実施に必要な期間を十分確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日

静岡県島田市議会

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 様 農林水産大臣 国土交通大臣